

平成30年土佐清水市議会定例会3月会議会議録

第9日（平成30年 3月13日 火曜日）

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議事日程

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

~~~~~・~~~~~・~~~~~

議員定数 12人

現在員数 12人

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席議員 12人

| | | | |
|-----|---------|-----|----------|
| 1番 | 甲藤 眞 君 | 2番 | 田中 耕之郎 君 |
| 3番 | 細川 博史 君 | 4番 | 前田 晃 君 |
| 5番 | 浅尾 公厚 君 | 6番 | 森 一美 君 |
| 7番 | 小川 豊治 君 | 8番 | 西原 強志 君 |
| 9番 | 永野 裕夫 君 | 10番 | 岡崎 宣男 君 |
| 11番 | 仲田 強 君 | 12番 | 武藤 清 君 |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

欠席議員

なし

~~~~~・~~~~~・~~~~~

事務局職員出席者

| | | | |
|--------|---------|------|---------|
| 議会事務局長 | 窪内 研介 君 | 局長補佐 | 伊藤 牧子 君 |
| 議事係長 | 前田 利実 君 | 主幹 | 中山真寿美 君 |
| 主事補 | 仮谷 太志 君 | | |

~~~~~・~~~~~・~~~~~

出席要求による出席者

|                |         |                  |         |
|----------------|---------|------------------|---------|
| 市長             | 泥谷 光信 君 | 副市長              | 磯脇 堂三 君 |
| 会計管理者兼<br>会計課長 | 横山 周次 君 | 税務課長兼<br>固定資産評価員 | 中山 優 君  |

|                     |         |                         |         |
|---------------------|---------|-------------------------|---------|
| 企画財政課長              | 横山 英幸 君 | 総務課長                    | 野村 仁美 君 |
| 危機管理課長              | 岡田 敦浩 君 | 消防長                     | 上原 由隆 君 |
| 消防次長兼<br>消防署長       | 宮上 眞澄 君 | 健康推進課長                  | 戎井 大城 君 |
| 福祉事務所長              | 徳井 直之 君 | 市民課長                    | 中津 恵子 君 |
| 環境課長兼<br>清掃管理事務所長   | 田村 善和 君 | まちづくり対策課長               | 早川 聡 君  |
| 観光商工課長              | 倉松 克臣 君 | 農林水産課長兼<br>農業委員会事務局長    | 二宮 眞弓 君 |
| 水道課長                | 楠目 生 君  | じんけん課長                  | 小松 高志 君 |
| 特別養護老人ホーム<br>しおさい園長 | 山本 弘子 君 | 収納推進課長                  | 田村 光浩 君 |
| 教育長                 | 弘田 浩三 君 | 学校教育課長                  | 中津 健一 君 |
| 生涯学習課長              | 弘田 条 君  | 教育センター所長兼<br>少年補導センター所長 | 亀谷 幸則 君 |
| 選挙管理委員会<br>事務局長     | 沖 比呂志 君 | 監査委員事務局長                | 文野 喜文 君 |

~~~~・~~~~・~~~~

午前10時00分 開 議

○副議長（西原強志君） おはようございます。定刻でございます。

ただいまから平成30年土佐清水市議会定例会3月会議第9日目の会議を開きます。

この際、本日の遅刻、欠席者について御報告いたします。

11番仲田 強君が所用のため、遅刻する旨、届け出がありましたので、報告いたします。

なお、議長が出席するまでの間、私が議長の職務を行います。よろしく願いいたします。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） おはようございます。朝のおはようございますから始まる質問は、非常に気分のええもんであります。また、本日は西原議長、これ昭和16年、私も昭和16年というようなことで、このメンバーはもう今後永久にないであろうかと、こういうふうに思うております。

それでは、質問に入ります。私がこの後見制度、こういうことについては非常に興味があります。身内にも、あるいはほかの人にもおまして、いろいろ話はしますけど、あるいは施

設なんかに入るときにでも、しばらくたったら後見おらんと、やっとなってくれんかというようなことがあるようです。そして、一番いいのは、後見制度は弱者のいわゆる身上監護、あるいは金銭の管理、あるいは不動産の管理、いずれも家庭裁判所等々の審判、評価が必要でありますけれども、そういうようなのがあります。それで、専門職で弁護士とか司法書士、あるいは行政書士、社会福祉士と、こういう人が足らんけん支援せんといかんので、市民後見制度というのができてきたようであります。

それでは、通告に従いまして、一般質問を行います。

私は今回、後見制度について一般質問を行います。後見制度につきましては、以前から興味もあり、法定後見人の方にも話を聞きました。あれこれ聞いたんですけど、その方の話によると、まず、申立書等書類で一苦労をしたようであります。さらに家庭裁判所に金銭出納状況の報告などもあるようですが、金銭出納の報告は年に1回でええようであります。

この後見制度について、法的根拠いかなるもんかというようなところで、ちょっとパソコン開いてみました。そしたら、平成28年法律第29号、成年後見制度の利用の促進に関する法律があり、目的として、「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上的障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるのにもかかわらず十分に利用されていないことに鑑み、成年後見制度の利用促進について、その基本理念を定め」等々とあります。

ここで、後見制度がどのぐらいあるかということパソコンから調べてみましたけれども、最高裁判所からの出典によりますと、成年後見制度の利用者数の推移、総数で申しますと、2013年12月末日時点では17万6,564、14年末には18万4,670、15年末では19万1,335、16年12月末日では20万3,551というふうに、どんどん右肩上がりに成年後見は上がっております。その中でも成年後見・保佐・補助人、成年後見いうたら、全く判断能力を失のうた方のをやるんですけれども、それでも2013年には14万3,661と、14年の12月末日では14万9,021、15年12月末日では15万2,681、16年12月末日には16万1,307というふうに、成年後見、全く判断能力を失のうて、成年後見でその方の人的なところ、あるいは金銭の監護、あるいは不動産等々を守るような制度でありますけれども、あと、保佐とか補助とか任意後見は除きまして、次に、成年後見人などと本人、いわゆる被後見人ですが、関係別件数、総数3万4,067件に対して、親族は1万1,937で35%、第三者が2万2,130で65%であります。一番多いのは、親族では子供の6,386、第三者では司法書士の8,716、弁護士の6,961と。

それで市民後見人ですが、ここでは213名、全体からいうたら0.00625%ぐらいであ

ります。市民後見が始まって間もないからやむを得んとしましても、非常に少ない。専門職のところへ行きましたら、幾らかというか、お金は当然かかります。市民後見人は専門職やないから、幾らかは安くなるであろうと思います。

それから、成年後見制度の利用の促進に関する法律、平成28年法律第29号というのがありますけれども、いわゆる利用促進法で「この法律は、認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより、財産の管理又は日常生活等に支障がある者を社会全体で支え合うことが、高齢社会における喫緊の課題であり、かつ、共生社会の実現に資すること及び成年後見制度がこれらの者を支える重要な手段であるにもかかわらず十分に利用されていない」云々と書いてあります。とりあえず、後見制度が社会全体でみんなを支えおうて、お互いに幸せにいくと、こういうような制度ではなかろうかと、自分自身は思っております。

さて、平成30年度事業説明書、成年後見人等人材育成事業によりますと、議案6号やったかな、平成29年4月1日現在、高齢者数は6,469人、高齢化率は45.6%、独居高齢者は2,351、認知高齢者659人となっており、さらに高齢者福祉計画によりますと、平成37年、あと7年後には、人口1万2,093人、高齢者6,008人、高齢化率49.7%となるような推計が示されております。2人に1人が高齢者は目前であります。今日のように、核家族、独居世帯がふえれば老後の心配が当然あると思います。私の周囲にも何ぼでもおる、私自身もそうでありますけれども。

成年後見人等人材育成事業は、本市のような超高齢化に進む自治体においては必要不可欠と判断をしております。特に市民後見制度は、低所得者向けの制度とも言われますけれども、それだけではない。地域に密着した、きめ細やかな支援と安心感につながると確信をいたします。いずれもさっき言うたのは、最高裁判所の出典の数であります。このようなことを踏まえて、具体的に質問に入ります。

健康推進課長にお尋ねをいたします。人材育成事業の要点、大まかな概要についてお聞きをいたします。

事業説明書には、市民後見養成のための研修の実施、市民後見人の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、市民後見人の適正な活動のための支援が書かれていますが、大まかな要点で結構であります。よろしくお願ひします。

○副議長（西原強志君） 執行部の答弁を求めます。

健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） おはようございます。お答えいたします。

成年後見人の人材育成のため、高知県成年後見人等人材育成事業費補助金を活用して、市民

後見人を養成することで、認知症高齢者等の状態を見守りながら、介護保険サービスの利用援助や日常生活上の金銭管理など、成年後見制度を利用するまでの支援から成年後見制度を利用した支援に至るまで、切れ目なく一体的に確保されるよう、権利擁護人材の育成及び確保を目的として実施するものです。研修の定員については、20名程度を予定しています。

市民後見人養成研修終了者については市民後見人として登録していただき、市民後見人としての適性かつ円滑な活動について、定期的なフォローアップ研修や随時の相談支援を行ってきたいと考えます。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） わかりました。積極的にやるようですが。

次に、市民後見養成研修には、誰でも参加できるのかどうか。職業、年齢などの条件についてお聞きをいたします。

未成年や後見制度の専門職、弁護士、司法書士、社会福祉士などは、これはたしか最高裁の家庭局であったと思うんですが、除かれるとも思われますが、他に条件等受講資格があるのでしょうか。お聞きをいたします。

○副議長（西原強志君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

市民後見人養成研修の対象者は、特別な受講資格はありません。広く市民後見人の人材確保を進めるため、市内に住所を有する学生を除く20歳以上74歳以下の方で、高齢者等の成年後見制度に理解がある方、市民後見人養成研修の全てに参加する見込みがある方を対象とすることを予定しています。

なお、成年後見人としての資格を有する弁護士、司法書士や既に後見人として活動されている社会福祉士等については対象外と考えています。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 次に、初歩的なことをお聞きいたしますが、市民後見の研修時間についてはどのようになっているのでしょうか。ちなみに、大阪市では基礎講座が4日間、20時間、9科目、その後養成講座へ進みますので、時間はかなり要るようであります。本市ではどのようになっているのか、お聞きをいたします。

○副議長（西原強志君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

研修時間については、厚生労働省の市民後見人養成のための基本カリキュラムにおいて、基礎研修として成年後見制度対象者の理解、制度の基礎、関係制度、法律、成年後見活動の実際等について、21単位、21時間。実践研修として、対人援助の基礎、体験実習、成年後見の実務、家庭裁判所の役割、申し立て書類の作成等の実務について、29単位、29時間。研修時間は合計50単位、50時間とされています。

市民後見人養成研修については、市民後見人としての業務を適正に行うために必要な知識、技術、社会規範、倫理性が習得できるよう、研修カリキュラムを市町村が策定し実施する必要があることから、厚生労働省の基本カリキュラムに沿って、既に市民後見人の養成に取り組んでいる事例を参考として、研修内容を検討した上で実施したいと考えます。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） よくわかりました。1件、この研修の先生方のことはちょっとあれでしたけれども、弁護士の先生は後見業務、あるいは親族や扶養に関する法律、知識等々ありますけど、さっきこれ答えてくれたかな。あんまりわからなかったから言うところですが、この養成研修の内容等々を見ておったら、弁護士とか司法書士、そして民法の関係、それから老人福祉関係法の関係等、成年後見をやる方は非常に多岐にわたって勉強せんといかんようですね。それだけ成年後見の方は非常に貴重であり、ボランティア精神にも富んでおり、市にとっても、あるいは高齢者にとっても、非常にありがたいと感じております。養成研修で1時間でも、あるいは1日でも行かんかったら、それはなかったとするようになるようではありますが、大体、課長、そんなふうですね。課長がうん言うところけん、これで終わりにしますけど。

それでは、議案第6号では、社会長寿費として成年後見人等人材育成事業費に50万円計上され委託されるようですが、委託先は、各市で多いのは、老人、弱者と接する機会が最も多い社協、ここにもあったけど、そういうような社協など関係者がお互いに協力支援体制の構築が望まれるが、いかがでしょうか。もう一回言います。市民後見人がよりスムーズに活動するには、1人では難しい面があるかと思えます。後見人は単独でも法人でもできますようですが、被後見人の権利擁護のためにも、その支援も第三者、社協など関係者がお互いに協力支援体制の構築が望まれるが、いかがでしょうか。ちなみに、昨年2017年12月の高知新聞で、高知市で市民後見人人材バンク開設と、ニーズの急増を受けというようなことで、ちょっと読んでみますけど、高齢や障害で判断能力が不十分な人にかわり、財産管理や医療、介護サービスの手続などを行う成年後見制度の充実へ、高知市社会福祉協議会が市民後見人材バンクを開設した。認知症や独居高齢者の増加で制度の利用者がふえる中、法律や福祉の専門職

だけでは後見業務を担い切れない懸念が出ており、市民が担える体制に向けて、養成や業務を支援しているというようなこともあります。この構築体制について、健康推進課長にお尋ねをいたします。

○副議長（西原強志君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） お答えいたします。

市民後見人養成研修の委託先は、成年後見制度の普及啓発や法人後見など権利擁護事業を実施している社会福祉協議会に委託する予定としております。また、講師については、家庭裁判所、リーガルサポートセンター、弁護士、高知県社会福祉協議会等を予定しています。

支援体制の構築につきましては、これまでも市から社会福祉協議会に権利擁護事業、成年後見制度普及啓発事業等を委託し、高齢者等の権利擁護、成年後見制度の利用促進等の適切かつ円滑な実施に取り組んでいます。

また、社会福祉協議会に司法書士、社会福祉士、法テラス弁護士と健康推進課、福祉事務所、社会福祉協議会職員で構成する成年後見事業運営委員会を設置し、法人後見等の困難事案に関する協議・検討。被後見人等の支援に関する助言・指導等についての取り組みを進めています。加えて、成年後見に関するケース検討など随時に行うことで、市、社会福祉協議会、関係機関による成年後見人・被後見人への支援に努めています。今後も権利擁護の推進に向け、より効果的な支援体制の構築に取り組んでいます。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） それでは、健康推進課長、次に移ります。

市民後見は、所得の比較的少ない人も活用できると思いますが、低所得者の基準について、厚生労働省のパソコンを開いたら、一般的には年収300万円以下、手取り200万円から250万円、世帯当たり200万円未満、または住民税非課税。最後に、結論として一概には言えないと、こういうようなことですね。何を言うとかさっぱりわからんというようなことであります。また、内閣府では150万円ぐらいということもちらっと見ましたけれども、それにもかかわらず、住民税非課税というようなことで、とりあえずは困った人を何とかしてくれというのが一番いいと思うし、私もそれを一番言いたいんですけど、本市の市民後見にあっては、どのぐらいを目安というて、私自身書きながら今も反省しておるんですけども、どうせ裁判所との協議でやるわけですからね。どのぐらいって健康推進課長、答えは非常に困るんだろうと思いますけど、健康推進課長の思うままの答えをお願いします。

○副議長（西原強志君） 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

成年後見制度の利用については、市民後見人であっても対象となる方の所得については問いません。そのため所得の目安などは設定する予定はありません。

なお、市民後見人養成研修後の進め方としては、研修後、社会福祉協議会で市民後見人として登録し、登録名簿を家庭裁判所へ届け出すこととなります。また、研修を受講したとしても、一般市民が財産等の管理を行うこととなりますので、後見監督を置き、後見内容の確認を定期的に行う必要があります。本市では、後見監督を社会福祉協議会が行うことを予定しています。

○副議長(西原強志君) 10番 岡崎宣男君。

(10番 岡崎宣男君発言席)

○10番(岡崎宣男君) 課長、確かにわかりました。一概にはもちろん言えんのはよくわかっております。

さて、次に、法定後見制度について質問をいたします。

法定後見制度、任意後見制度、ともに家庭裁判所に申し立てが必要です。ちなみに法定後見人は御存じのとおり、本人から見て4親等までの親族、市区町村、検察官等であります。その受任期間は本人の死亡までと言われていましたが、平成28年10月13日に改正された成年後見の事務の円滑化を図るため、民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律が改正されたようであります。その改正のポイントについて、主な点で結構です。お願いいたします。

○副議長(西原強志君) 健康推進課長。

(健康推進課長 戎井大城君自席)

○健康推進課長(戎井大城君) お答えいたします。

法定後見制度は、後見、保佐、補助の3つに分かれ、本人の精神上的障害の程度によって区別され、それぞれ対象者、行える行為などに違いがあります。また、任意後見制度は、本人が契約の締結に必要な判断能力を有している間に、将来、判断能力が不十分になったときの後見事務の内容と後見人をみずから事前の契約によって決めておく制度です。

平成28年10月13日に施行された成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律の改正ポイントについては、成年後見人が家庭裁判所の審判を得て、被後見人宛て郵便物の転送を受けることができるようになったこと。成年後見人が被後見人の死亡後に行うことができる事務の内容及びその手続が明確化されたことの2点です。これに伴い、家事事件手続法について、改正された内容に関する審判手続の規定を新設するなどの改正がされました。なお、改正法の規定は成年後見のみを対象としており、保佐、補助、任

意後見及び未成年後見には適用されません。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 改正のポイントについてお聞きしましたけど、ちょっと私も若干、最近耳が悪くなって、死後の取り扱いとか郵便物も言いましたかな。ありがとうございます。

それでは、次に、法定後見制度、任意後見制度の中には、判断能力が不十分な方に保佐人、いわゆる著しく不十分なということですね。補助人は、著しくを除いて不十分というような制度があります。どのような違いがあるか、同意権、取消権を交えて、具体的にお教え願いたい。

○副議長（西原強志君） 健康推進課長。

（健康推進課長 戎井大城君自席）

○健康推進課長（戎井大城君） 法定後見制度の後見、保佐、補助についてお答えいたします。

まず、後見です。知的障害、精神障害、認知症など精神上の障害によって判断能力を欠く状況にある者を保護します。常に自分で判断して法律行為をすることはできないという場合になります。

家庭裁判所は、本人のために成年後見人を選任し、成年後見人は、本人の財産にかかわる全ての法律行為を本人にかわって行うことができます。

成年被後見人が契約等の法律行為をした場合には、仮に成年後見人の同意があったとしても、成年後見人または本人は、本人がみずから行った法律行為に関しては、日常行為に関するものを除いて後で取り消すことができます。

次に、保佐です。精神上の障害によって判断能力が著しく不十分な者を保護します。簡単なことであれば自分で判断できるが、法律で定められた一定の重要な事項については援助してもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は、本人のために保佐人を選任し、さらに保佐人に対して、当事者が申し立てた特定の法律行為について代理権を与えることができます。

また、民法13条1項に規定する借金、訴訟行為、相続の承認や放棄、新築や増改築など特定の事項については、保佐人の同意が必要です。ただし、日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。保佐人または本人は、本人がみずから行った重要な法律行為に関しては取り消すことができます。

なお、家庭裁判所の審判により、民法13条1項に規定する行為以外についても、同意権、取消権の範囲とすることができます。

最後に補助です。精神上の障害によって判断能力が不十分な者を保護します。大体のことは自分で判断できるが、難しい事項については援助をしてもらわないとできないという場合です。

家庭裁判所は、本人のために補助人を選任し、補助人は当事者が申し立てた民法13条1項に規定する行為である特定の法律行為の一部について、代理権または同意権、取消権を与えることができます。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 非常に丁寧に答えていただきました。

民法第13条の家事もろもろの件まで答えていただきました。買い物とかなんとかいうのは、この保佐や補助の除外というようなことで、私も後見の質問の通告はしたはええけど、非常に難しいですね。やりよったらいよいよ難しいなど。これ、とてもじゃないが何日かのできる問題でもないし、これからもゆっくり勉強せんと、なかなか自分の腹に入らんなど思っております。

なお、参考ですけれども、民法で参考とする条文は、7条後見開始の件、常に自己の判断能力を欠くような状態、8条で後見開始の審判、9条で成年後見人の法律行為を取り消すことができること、11条で保佐開始の審判、15条で保佐開始の審判等々、全て一般法であります民法にもあります。また、一番最初に言うた促進法、これは特別法ですが、特別法は一般法に先立ちますので、これらもよく考えながら、本当にこれええ制度やと自分じゃ思うちよる。この50万円か何かの予算に書いてありますけど、これ以上のことが十分私はできるのではないかと。ええ制度を出してきたなど、自分では思っております。

それでは、最後に市長にお聞きしますが、市民後見人は一定の講習を経て、家庭裁判所から選任され、みずから社会貢献に意欲がある方々が多いと思っております。報酬については、成年後見人、保佐人、補助人、監督人などは、裁判所が後見人等から申立人に対し、相当額の報酬を与えるとの審判を求めるというようなことで、後見人のほうから被後見人に、これぐらいあるからどんなもんやろかと。報酬幾らかもらえんかというようなことで裁判所が決定されるようであります。私としては、経済的に必ずしも恵まれていない市民の方も活用できる市民後見制度は、これからの社会、一番必要と確信をしております。必要とする市民はおります。今後、高齢化が進めば進むほど必要であります。制度そのものが、「市民後見入門」民事法研究会発行から私がひもときますと、その中に、市民が後見人を担うことは、本人、被後見者でありますけれども、これに対してきめ細かな支援を実現するだけでなく、地域の安心の担い手となることも意味するなどが書かれております。老後に不安を抱える方は多数おります。中には、家族、親族等がおらず、首長が申立人になる事案もあると聞いております。本件、人材育成制度は、将来にわたって可能な限り続けてはいかがでしょうか。

県内では、パソコン見たら、高知市を除きあんまりありませんが、はっきりしませんので、

現在のところごく少ないと思っております。本制度は、将来の高齢化を見据えた有効な施策と確信します。誰しもが高齢者になります。いつ誰がお世話になるかはわかりません。市長の将来的見解についてお聞きをいたします。

○副議長（西原強志君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、健康推進課長から、詳しくこの制度について説明がありました。御承知のとおり、大変本市は高齢化が進んでおりますので、この成年後見制度の普及、利用促進については、今後、ますます必要な、重要な施策であるというふうに認識するところでございます。

高齢者が住みなれたところで、地域で、人間の誇りと尊厳を持って、いつまでも安心して生活することができる、そういう地域づくりを進めるために、また、高齢者を狙った卑劣な悪徳商法などから住民の財産を守るためにも、市民後見人など後見人の養成と活動支援の充実、社会福祉協議会など関係機関との効果的な連携、協力体制の構築に今後とも取り組んでまいります。

○副議長（西原強志君） 10番 岡崎宣男君。

（10番 岡崎宣男君発言席）

○10番（岡崎宣男君） 市長より力強い答弁をいただきました。我々、みんな高齢者になります。これからずっと熱心にやっていただいて、高齢者のみんながひとつ幸せになるような施策をお願いしたいと思います。

最後に、この3月末をもって退職される管理職及びその他の退職される方々、永年にわたって市政発展に御尽力されたことに、心から敬意と感謝を申し上げます。御苦勞さまでございました。第二の人生を、御婦人ともどもお幸せにお暮らしてください。第二の人生が光輝くことを祈っております。

これで全ての質問を終わります。

○副議長（西原強志君） この際、暫時休憩いたします。

午前10時44分 休 憩

午前10時54分 再 開

○副議長（西原強志君） 休憩前に続いて会議を開きます。

引き続き、一般質問を行います。

3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 皆さん、こんにちは。清友会の細川博史でございます。

月日のたつのは早いもので、2月の残冬の時期から、桜の便りが聞こえる暖かい季節になりました。平昌パラリンピックは先日開幕し、今、まさに活躍されている日本人選手の方々には、目をみはるものがあります。また、既に熱戦が繰り広げられました平昌オリンピックは、本当に全国民に希望と感動を与えました。

特にスピードスケート女子500メートルで活躍した小平選手は、堂々の金メダルを獲得し、レース終了後の態度が称賛されました。

その小平選手の座右の銘に、「明日死ぬかのように生きよ。永遠に生きるかのように学べ」という言葉があります。これは、インド独立の父マハトマ・ガンジーの言葉です。つまり、やりたいことは今やりなさい、これからのために学び続けなさいと私なりに理解しております。

一方で、惜しくも金メダルを逃した韓国選手に対しまして尊敬の念を持ち、小平選手がとった行動は全国民に感動を与えました。2人の友情はすばらしいものがありました。

ガンジーいわく、どんなときでも理解し合える関係を求めることは友情とは言えない。本当の友情とは、お互いがどんなに違っていても、そのあるがままの違いをしっかりと受けとめることなのだ。そして私は、お互いを高め合っていくことだと思っております。

私のような未熟者には大変難しく重い言葉ではありますが、こうありたいと願う言葉があります。人は一度しか生きられない、しかし、ちゃんと生きれば一回で十分である。

それでは、通告書に従いまして、一般質問に入りたいと思います。土佐清水市の農業施策と今後の展望についてお伺いいたします。

私が所属しております産業厚生委員会におきまして、今年度に入り数回、農業委員会の制度改正にかかわる説明がなされました。それらの内容につきまして、一定理解はしてきましたが、今回の制度改正を市民の皆様にも広く理解していただくため、また私自身のおさらいの意味も含めまして、まず農業委員会制度についてから質問に入りたいと思います。

今回改正された項目の中で、特に特徴的な改正点はどのようなことですか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 執行部の答弁を求めます。

農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

大きな改正点の1つ目は、農業委員の選出方法を変更いたしました。従来は公選制、選挙によるものでしたが、改正後は広く公募を行い、その後、応募者の中から委員候補者評価委員会により候補者を決定、市長はその結果を尊重して委員選任議案を議会に上程、議会の同意を得て、市長が任命するという方法に大きく変わりました。

2点目としまして、担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の防止・解消、新規農業者の参入の推進等、農地の利用の最適化に関する事項が農業委員会の必須事務となります。

3点目といたしまして、農業委員とは別に農地利用最適化推進委員を新たに配置し、さきに述べました業務を進めるため、連携した活動を行うこととなります。

以上が主な改正点です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 答弁された特徴的な改正の中で、今までの農業委員とは別に農地利用適正化推進委員が設置されるとのことですが、農業委員の役割と大きくどこが違うのか。どのような連携のもとで活動されることになるのか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

農地法等により、農業委員会にその権限を属させた事項の最終的な決定、いわゆる農業委員会における議決権があるのは、農業委員だけになります。

しかし、農地利用最適化推進委員は、先ほど答弁しました農地利用の最適化に関する業務の現場活動を、担当地区内において積極的に行ってもらうこととなります。

農業委員会での議決権はありませんが、農業委員と同様に、農業委員会に出席して、審議される議案の説明など、担当地区の農地の現状に関する意見を述べる事ができるとされています。本市の場合、市内を4地区8区域に分割して委員数を決めておりますが、地区担当制にすることで、地域に密着した活動が期待できるものと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 農業委員と農地利用適正化推進委員が、まさに両輪となつての活動が図られることがよくわかりました。8月以降に新体制となつて活動を進めることで、土佐清水市にとって一番期待できる、あるいは生かされることはどのようなことですか。農林水産課長にお伺いします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

今回の法改正で農業委員会の必須事務となりました農地の利用の最適化に関する活動が実施できることが、本市の農業にとって大きく生かされると期待しています。あわせて、今まで事

務局自身が十分な活動ができていなかったことも大きく反省し、新農業委員会が本来の目的である活動ができるよう努めたいと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 農業だけではなく、一次産業においては担い手の確保が大きな課題であると私も認識しております。今後体制が充実される農業委員会の立場で、担い手確保の課題に対して、どのような活動が期待できるのでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

ことしに入り、本市で具体的な作物を提示され、本市で農業をしたいとの問い合わせが数件ありました。担当者がいろいろ当たってみましたが、希望に沿う農地がなく、結局紹介できないままでした。農地の集積等は、農業委員会の新体制によらず、今までも取り組むべき課題ではありましたが、できていなかったのが現状です。先ほども申し上げましたが、事務局もしっかり体制を整え、新農業委員会体制のもと、農地の適正化に関する作業をできるだけ早く進め、農地の紹介、農地の所有権移転や賃貸借設定等、担い手となる人たちへの身近なサポート役となってくれることを期待しております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 答弁をお聞きしながら、新体制での農業委員会活動に大きく期待を抱くところですが、現在、本市で実施されている担い手の確保、育成に対する施策は、どのような事業がありますか。少し具体的な説明をお願いいたします。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

重立ったもので、農業次世代人材育成投資事業という支援事業があります。具体的には、県が任命する指導農業士のもとで研修する期間、一月当たり12万5,000円を最高2カ年の間給付されます。また、独立して自立経営を目指す5カ年間は、一月当たり12万5,000円給付されます。

そのほかに国の事業の上乗せとして、指導農業士のもとで、あるいは県立担い手センターでの研修期間中の2年間、月額2万5,000円の給付がある県単独事業もあります。

以上です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 私は、漁業者の担い手育成の事業は以前から少し知り得ていましたが、農業に関しましてはほとんど知りませんでした。十分とは言えないかもしれませんが、農業・漁業ともに一次産業を守り育てるための支援策があることを知りました。

それでは、そのような支援策を活用した、本市における新規就農者はどのぐらいいるのですか。過去10年間程度の数字を農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

過去10年間ということですので、平成20年度以降を申し上げます。平成20年度1名、平成27年度1名、ことし平成29年度が3名、合計で5名となっております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 同様な支援策がある漁業者と比較して、どのような状況なのでしょう。こちらも過去10年間における対比を農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成20年度以降の新規就漁者の実績をお答えいたします。平成22年度が1名、平成26年度が2名、平成27年度が6名、平成28年度が2名、平成29年度が1名、合計で12名です。

合計数で比較しますと、農業者は5名、漁業者は12名となります。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 漁業者と比べて、かなり少ないと感じます。それでは、幡多管内の新規就農者の数値はどのような状況でしょうか。こちらも過去10年間の推移を教えてください。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

平成20年度以降、市町村ごとの合計数をお答えします。四万十市47名、宿毛市11名、黒潮町21名、大月町4名、三原村5名となっております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 気候や自然災害といった、農業にとっての環境には大きな違いが余りない幡多管内において、本市における新規就農者が少ない原因はどこにあると思いますか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

幡多管内で実績が多い四万十市は、市で営農研修用としてハウス施設を整備しておりますし、黒潮町では、町が農業公社を設立、就農研修のためのハウス施設も整備し、両施設ともに専任の指導者も配置しております。

本市では、総体的に受け入れ態勢が整っていないことが、新規就農者が少ない原因ではないかと思えます。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 多くの課題があるように思います。

2月号の広報に、園芸ハウスをしている若手農業者の取り組みが紹介されておりました。村田さんだっただと思いますが、研究熱心のように、キュウリの収量が全国でもトップクラスの記事を見て、私はとても頼もしく感じた思いがあります。本市にはすばらしい農業者がいます。さまざまな課題はあると思いますが、後に続く農業者が育ってほしいと期待しているところでございます。

少し見方を変えまして、引き続き農林水産課長にお伺いいたします。

以前から私自身興味があり、勉強会にも再三参加させていただきました集落営農についてお伺いいたします。

集落営農の推進は引き続き取り組まれていると思いますが、現在の組織数はどのくらいになっていますか。それぞれの構成員数もあせてお答えを願います。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在、本市の集落営農組織は3組織で、そのうち2組織が法人化しております。

構成員数につきましては、農事組合法人ふぁー夢宗呂川が15名、農事組合法人三崎が21名、斧積営農組合が24名となっております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 農業者が高齢化していく中で、耕作放棄地をなくし、農業、地域を守っていくため、また新たな農業スタイルを確立するためには、集落営農はすばらしい施策、取り組みだと私は感じています。過去に市が主催した、先進地の方々が講師となった勉強会も参加してまいりました。全国では多くの先進事例がある中で、本市では組織数がふえていないのは何が原因だと分析されていますか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

一昨年、ある地区で1年間にわたり集落座談会を実施し、組織立ち上げに向けて話し合いを続けておりましたが、結局立ち上げまで至らなかった経過があります。話し合いの経過で重要課題となったのは、いかに集落営農が農業者だけの問題ではなく、そこに暮らす住民の問題として捉え参画していただけるかですが、それでも最終的に中心となっていたのは地区内の農業者でありますので、組織化したときの責任の所在等で慎重になってしまい、立ち上げには至りませんでした。組織化が進まない原因は、中心となるリーダーがないことが原因だと考えております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 集落営農組織では現在、どのような作物を栽培されているのでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

農事組合法人ふぁー夢宗呂川では、水稻、ブロッコリーに試験栽培でジャガイモを栽培しております。

農事組合法人三崎では、現在水稻のみ、斧積営農組合では水稻と試験栽培としてブロッコリーを栽培しております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) 実際作業にかかわる方々の人数や管理する農地の条件等から、必然的に稲作が多いのではないかと思います。収益などの面から、もっと有益と思われる作物等の指導はなされているのでしょうか。農林水産課長にお伺いいたします。

○副議長(西原強志君) 農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○農林水産課長(二宮眞弓君) お答えいたします。

議員がおっしゃるように、やはり稲作が基本となりますが、JA、行政も一体となって水田のフル活用を推進しているところです。先ほどの栽培作物でお答えしました試験栽培は、県の幡多農業振興センターより提案をいただき、補助事業を受けてジャガイモ、ブロッコリーを栽培しているものです。収益性等のデータ収集を行い、今後の栽培品目の参考としたいと思っております。

○副議長(西原強志君) 3番 細川博史君。

(3番 細川博史君発言席)

○3番(細川博史君) 前段で質問いたしました新規就農者だけではなく、集落営農組織においても若いメンバーがいない状況だと思います。組織の後継者やリーダーとなる人材育成に対して支援策はないのでしょうか。今後どのように進めていくのか、担当課長としての考えをお伺いいたします。

○副議長(西原強志君) 農林水産課長。

(農林水産課長 二宮眞弓君自席)

○農林水産課長(二宮眞弓君) 議員が言われるとおり、人材の確保・育成が組織の中でも重要な課題と認識しており、また一番難しい問題と思っております。

市としましては、耕作放棄地問題も含めて農地の問題を農業者だけに限らず地域住民の問題として取り組んでいただけるよう、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度などの交付金事業を積極的に推進しておりまして、その中でだんだんと農地を含めた地域を守るという意識の醸成も図られてきているものと思っております。それでも地域によっては一部の方に負担が大きくなっていることも見受けられますので、集落営農組織が地域の中でどのような活動をしているのか、その内容について広く地区住民の皆さんに継続的に情報発信することも必要ではないかと考えております。今後もより一層、集落営農組織と連携をとり、要望があれば市広報にその活動について掲載するなど協力していきたいと思っておりますし、優良事例である地域への視察など組織の活性化に向けた支援は引き続き継続してまいります。

特効薬的な支援はありませんが、まずは組織の活動を継続させることが重要であり、そのた

めにも経営的な体力をつけていただく支援を行い、その上での研修生や新規就農者の受け入れについては次世代人材投資事業、農の雇用事業など、さまざまな事業を組み合わせた支援をしていきたいと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 集落営農組織の人づくりも含めて、土佐清水市において農業者を確保、育成することが喫緊の課題ではないかと思えます。農業は技術の習得を含めて一定期間の研修、訓練が必要であると考えます。課題の検証とそれに対する計画に、すぐにでも取りかかる必要があるのではないのでしょうか。

農林水産課長にお伺いいたします。具体的な計画、施策があれば答弁をお願いいたします。

○副議長（西原強志君） 農林水産課長。

（農林水産課長 二宮眞弓君自席）

○農林水産課長（二宮眞弓君） お答えいたします。

現在、土佐清水市では、新規就農者の確保に向けて産地提案書を作成しておりまして、その中の経営モデルの一つとして、施設キュウリでの就農を上げております。

専業農家の育成という点では、限られた農地しかない本市では、水稻のみでは生計として成り立たないのが現状ですので施設園芸を提案しておりますが、将来的な農業者の推移、施設キュウリの産地としての将来のあり方を考えたとき、今後新規就農者の受け入れ態勢をどうしていくのか、関係機関と農業者がともに考え、協議することが必要だと考えており、近々するように計画はしているところです。

先に答弁しましたが、黒潮町では、農業公社の設置により新規就農者を受け入れしている事例もありますけれど、研修後市内に定住し就農していただく上では、地域の農業者からの支援はもちろん、周りの住民の皆さんとのコミュニケーションも大事になります。地域の農業を守る意識も持ってもらえるよう、また、地域にしっかり根づいてもらえるよう、就農計画立案の段階から協議、支援しながら新規就農者の育成に努めてまいりたいと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 最後に、市長にお伺いいたします。

土佐清水市の農業に対する思い、展望はどのようになりますか。市長のお考えをお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 農業は、国の根幹をなす大変重要な産業であるというふうに認識をしております。

私は、市長に就任して以来、農業振興の質問が出るたびに、農業・農村の持つ多面的機能についてお訴えをしているところであります。つまり、国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承、そういった農業の持つ生産活動以外の多面にわたる機能、平たく言えば、水田は雨水を一時的に蓄え、洪水や土砂崩れを防いだり、多様な生き物を育み、また、日本の原風景とも言える美しい農村の風景というのは、私たちの心を和ませてくれるなど大きな役割を果たしております。あわせて、農業がもたらすその恵みというのは、都市住民も含めて広く日本国民全体が恩恵を受けているといっても過言ではありません。

先ほど来、農林水産課長が詳しくまた丁寧に、課題と今後の取り組みについて答弁してまいりましたが、今回の当初予算編成方針においても、農業委員会では機構集積支援事業、農地中間管理事業の推進。農業振興では、担い手不足、耕作放棄地化を防ぐ取り組みといたしまして、集落営農組織化支援を継続するとともに、施設園芸ではこれまでの支援策に加え、新規就農者確保を含めた施設園芸産地化を推進しております。いずれにいたしましても、将来的に持続可能な農業経営を展開するためには、農産物に付加価値を高めることに軸足を移しながら、農家の収益力を高め、就農者がふえる政策を徹底することが重要でありますので、そのことを念頭に、JAを初め県農業普及所など関係機関と連携して取り組んでまいります。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、市長が言われたように、本当に農業は大切なものだと思います。ぜひ頑張ってくださいと思います。

続きまして、障害者の雇用促進についてお伺いいたします。

全国的に人手不足と言われ、高知県も求人倍率等が高どまりしている状況だと報道されておりますが、土佐清水市における求人倍率はどのような状況なのでしょう。高知県平均と本市数値の比較も含めまして、現在の状況について観光商工課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 執行部の答弁を求めます。

観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

求人倍率とは、仕事を探している人1人当たり何件の求人があるかを示す数値であります。

土佐清水市無料職業紹介所での過去3年間の求人倍率につきまして答弁いたします。平成26年度が、有効求職者74名に対して有効求人者46名、求人倍率は0.62です。この年の

高知県全体は0.84となっております。平成27年度が、同じく84名に対して73名、求人倍率は0.87。高知県全体では0.98となっております。平成28年度が、同じく78名に對しまして94名、求人倍率が1.21、高知県全体では1.13となっております。今年度につきましては、2月末時点で1.45、高知県全体では1.20となっております。

以上です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、観光商工課長から言われたように、結構利率的には上がっていると思います。

ここで、企業も少ない土佐清水市におきまして、具体的にどのような職種で求人があるのか、観光商工課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

一番求人の多い職種につきましては、介護サービス、これは病院・施設等の介護職が主であります。全体の21%を占めております。続いてホテルの従業員などの接客業が19%、製品製造・加工処理が17%、飲食調理関係が12%、清掃関係が6%というふうになっております。

以上です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） やはり介護とか、ホテルの仕事とかが結構多いと思います。

観光商工課内に設置している無料職業紹介所の窓口を通じた失業者からの応募状況は、月平均で何人ぐらいいますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

この数字につきましても、過去3年間の状況を答弁させていただきたいと思います。

平成26年度は、相談延べ件数が369件、月平均に直しますと31件となります。紹介状発行数が15件、そのうち就職に至った方が5名となっております。平成27年度は、相談延べ件数が368件、月平均同じく31件となります。紹介状発行数が17件で、そのうち就職に至った方が7名となっております。平成28年度は、相談延べ件数が352件、月平均では

約29件です。紹介状発行数が20件、そのうち就職に至った方が17名というふうになっております。

以上です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 市内の事業者の求人の中で、障害者雇用枠は明確にされていますか。観光商工課長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 観光商工課長。

（観光商工課長 倉松克臣君自席）

○観光商工課長（倉松克臣君） お答えいたします。

土佐清水市無料職業紹介所に提出されます事業主からの求人票につきまして、障害者雇用欄というのは設けておりません。ただ、備考欄等に記入できるということになっていますので、その対応をしております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 事業所には、障害者の雇用について法定雇用率が定められていると思いますが、その法定雇用率は何%となっていますか。また、法定雇用率の対象となる事業所の条件はありますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

民間事業所の障害者の雇用については、現在、従業員50人以上の事業所に対して、2%の法定雇用率が義務づけられております。平成30年4月1日からは、この法定雇用率が改正され、対象が従業員45.5人以上の事業所となるとともに、法定雇用率も2.2%に引き上げされることとなっております。さらに、平成33年4月までには、対象が従業員43.5人以上の事業所となり、法定雇用率も2.3%に引き上げされることとなります。

以上です。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 現在の法定雇用率が2%で、来年度から2.2%に引き上げられるとのことですが、土佐清水市の障害者雇用者数は把握していますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

土佐清水市の障害者雇用者数についてですが、まず、市内の障害者手帳の所持者数について報告させていただきます。

平成29年3月31日現在、身体障害者手帳の所持者は1,178人で、そのうち18歳から64歳の方は206人となっております。療育手帳の所持者については139人で、そのうち18歳から64歳の方は108人となっております。精神保健福祉手帳の所持者は92人で、そのうち18歳から64歳の方は70人となっており、3つの手帳所持者の18歳から64歳の方の合計は384人となります。

土佐清水市の障害者雇用者数については、法定雇用率が適用されない事業所は把握が難しいため、法定雇用率適用事業所の状況について報告させていただきます。

土佐清水市内には、平成29年6月1日時点で法定雇用率が適用される事業所が6事業所あります。この6事業所の労働者総数は620.5人となっております。このうち障害者数は7.5人となっており、6事業所合計の障害者雇用率は1.21%となります。個々の事業所で見ますと、法定雇用率をクリアしている事業所は3事業所となり、半数の事業所では法定雇用率をクリアしていることとなります。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 市内の法定雇用率適用事業所のうち半数が法定雇用率をクリアしていますが、言い返せば半数がクリアできていない状況ということになります。この原因にはさまざまな要因があると思われます。例えば、障害者が就職を希望しても、市内にはハローワークがないため、どこに相談すればいいのかわからない方が多々いると思いますが、障害者が就職を希望するときの市役所の相談窓口はどこになりますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

一般企業への就職を希望する場合は、観光商工課内の土佐清水市無料職業紹介所が相談窓口となります。また、さんごはうす共同作業所のような障害者就労支援事業所への就職を希望する場合は、福祉事務所の福祉児童係が相談窓口となります。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） よくわかりました。障害者が就職を希望する場合の相談窓口についてはわかりました。

土佐清水市では、一般企業への就労についても就労先が少なく、また、障害者就労支援事業所についても市内1カ所のみとなっており、市外の企業や障害者就労支援事業所へ通勤する方も少なくないと思いますが、そういった障害者の仕事に関する悩みについて、これまでにアンケート調査や聞き取り調査を実施したことはありますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

障害者の仕事の悩み等に関するアンケート調査や聞き取り調査につきましては、障害者に対する計画策定時に実施しております。具体的には、昨年度、土佐清水市障害者計画策定に当たりアンケート調査を実施し、その結果を参考に計画を策定しました。今年度につきましても、第1期土佐清水市障害児福祉計画策定に当たり、障害児の保護者に就労についての聞き取り調査を行いました。

以上のように、障害者に対するアンケート調査については、3年ごとに策定する障害福祉計画等の策定の際などにこれまでも実施しており、今後においても引き続き障害者の仕事や生活に関する悩み等の把握に努めていきたいと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） アンケート調査等を3年ごとに実施しているとのことですが、回答の中にどういった悩み等がありますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

アンケート結果の回答の中にあつた就労に関する回答といたしましては、自分の障害に合った職種がない、近くに就労の場がない、職場の環境が整備されていない、職場の障害への理解への不安があるといった回答がありました。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） アンケートの回答から、障害者の就職がなかなか難しい状況であることが伺えますが、一方では近年、どの職種においても人手不足と言われているとお聞きしております。市内の事業所でも半数が法定雇用率をクリアできていない現状等も踏まえまして、福

祉事務所長として、障害者が雇用につながりにくいのはどのような課題があると思いますか。
福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

先ほどのアンケートの結果にもありましたように、障害者の障害の程度に合った就労先が少ないなど、障害者と企業とのマッチングが難しい面があると思います。また、障害者の受け入れ態勢や障害に対する理解が、まだまだ不足している部分が課題ではないかと思っております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、福祉事務所長から答弁のあった課題と思われる部分について、その課題解決に向けてどのような施策を今後講じていく予定ですか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

就労先の確保につきましては、一般企業についてはハローワークや関係機関と情報を共有し、就労先の開拓と障害者、事業所が利用可能な助成制度を活用するなどして障害者の就労につながるよう取り組みを進めていきたいと思っております。また、障害者就労支援事業所についても、障害者が自分に合った就労を選択できるように、職種や雇用形態等の充実を図っていききたいと思っております。

さらに、障害者への理解については広報やホームページを活用し、周知に努めてまいりたいと考えています。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 各種制度も活用しながら障害者の就労につなげていくとのことですが、私からの提案として、農業分野への参画ができないかと思いますが、その点についてはどう思われますか。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

障害者の就労先につきましては、1人1人の障害の程度や本人の希望、意欲に応じてさまざま

まな職種を検討することが可能であります。後継者不足とされている農業分野においても障害者の就労は可能であると思います。近年では、障害者の就労・雇用を目的とする福祉農園も全国では徐々にふえてきているようですので、選択肢の一つとして考えていきたいと思えます。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） ぜひ、お願いしたいと思えます。

障害者の就労についての課題解決策等についていろいろお聞きしましたが、そういった施策にすることが具体的に盛り込まれた計画があれば教えてください。福祉事務所長にお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 福祉事務所長。

（福祉事務所長 徳井直之君自席）

○福祉事務所長（徳井直之君） お答えいたします。

障害者の就労に関する計画につきましては、昨年度に策定した土佐清水市障害者計画において、雇用機会の拡大や就労の場の整備を計画に掲げ、施策を推進しています。

また、今年度策定しております第5期土佐清水市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画においては、障害者の一般就労への移行について計画値を設定するとともに、障害者就労支援事業所についても、現在、土佐清水市には1カ所のみとなっているため、新たな障害者就労支援事業所の設立に向けたサービス利用見込みを設定し、障害者就労支援事業所の充実に取り組むこととしております。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、福祉事務所長から言われましたように、土佐清水市障害者計画と第5期土佐清水市障害福祉計画・第1期障害児福祉計画に基づき施策を推進していくとのことで、障害者の就労の機会が拡大するよう、取り組みをお願いしたいと思えます。

最後に、泥谷市長にお伺いいたします。土佐清水市の障害者の就労に対する市長としてのお考えをお伺いいたします。

○副議長（西原強志君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 今、福祉事務所長から、この計画の中身についても詳しく説明がありましたので、重複になると思えますが、私の素直な気持ちで答えさせていただきたいと思えますが、当然この計画については、障害者の就労に関する施策というのを十分盛り込んでおりま

す。障害者の雇用機会の拡大と障害者就労支援事業の充実を推進し、障害がある方がその障害の程度に応じた仕事につき、そして能力や適性を十分に生かすことで、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができる、そういった土佐清水市となるように今後も取り組んでまいります。

○副議長（西原強志君） 3番 細川博史君。

（3番 細川博史君発言席）

○3番（細川博史君） 今、市長が言われたように、本当に安心して暮らせる土佐清水市にお願いしたいと思います。

最後に、東日本大震災から3月11日で7年目に入りました。改めて犠牲者になられました皆様に心より御冥福をお祈りいたします。

まだまだ復興というまでにはほど遠い道のりです。しかし、人は前に進まなければなりません。いいことばかりでもありません。しかし、決して悪いことばかりでもありません。後ろを振り向かず、前に進んでほしいと思っております。

ことし3月末をもって退職される、徳井直之福祉事務所長、田村光浩収納推進課長、中山優税務課長、山本弘子しおさい園長、弘田 条生涯学習課長を初めとしました皆様方の長年にわたる御苦勞と市民生活向上のために御尽力いただきましたことに対しまして、感謝とお礼を申し上げます。これからは市のため、市民のためになるよう御協力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（西原強志君） この際、午食のため午後1時まで休憩いたします。

午前 11時43分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○議長（仲田 強君） 休憩前に続いて会議を開きます。

午前に引き続き、一般質問を行います。

4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 日本共産党の前田 晃です。早速ですが、通告に従いまして、2点の質問をいたします。

1つ目は、国保の都道府県単位化にかかわる質問です。

2015年の国保法の改正により、この4月から国民健康保険の財政面での運営主体が市町村から都道府県に移管をされることになりました。いわゆる国保の都道府県単位化問題ですけれども、この新制度は、国保を広域化することで市町村国保が抱える困難さを解決し、持続的な医療保険制度を構築するために行うとされています。

でも、本当にそうなのでしょうか。私は、今回の制度改正が、市町村国保が抱える構造的な問題を解決するどころか、負担増と徴収強化で国保加入者の暮らしを追い詰め、医療を受ける権利を奪うことになっていくのではないかと、そんな懸念を拭い切れません。この4月から新制度へ移行するわけですが、その弊害が市民生活に及ばぬよう、市段階での運用や独自の対応が必要になるのではないかと考えています。そういった問題意識から質問をさせていただきます。

今回の国保の都道府県単位化で、私たちの一番の関心事は、国保税がどうなるかということでした。やっとこの2月に市町村が県に納めなければならない平成30年度の国保事業費納付金が公表されましたが、それによりますと本市の納付金額は5億7,409万1,481円、1人当たり9万7,390円ということです。

市民課長にお尋ねします。本市は、この示された納付金額を県へ納めることになるわけですが、この納付金をどのように賄うのか。そして、国保税を引き上げる必要があるのかなのか。その点をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

平成30年4月から、国保の財政運営の責任主体が都道府県となり、市町村とともに国保制度を担うこととなります。

国保財政は、これまでは市町村ごとに保険給付費の財源として国保税を集め、運営をしていました。制度改正により、県が算定する国民健康保険事業費納付金を、市が集めた保険税と市個別の公費等を合わせて賄うこととなります。県はその納付金と国からの公費等を合わせ、市が保険給付に必要な金額を全額交付するというように、大きく財政運営の流れが変わります。

2月14日、県から平成30年度の国民健康保険事業費納付金と標準保険料率の正式通知がありました。納付金額から市個別の公費等を差し引いた金額が保険税で集める金額となり、その金額を集めるための本市の1人当たり保険料必要額は、先ほど議員がおっしゃられたように9万7,390円と示され、比較として平成29年度の1人当たり保険料額を算出してみますと10万680円となり、必要額を若干上回りました。

また、標準保険料率も本市の現行の保険税率と比較をしてみたところ、医療、後期、介護の合計値で見ますと、わずかではありますが、全て現行保険税率が高い数値となっています。

以上のことから、現行の保険税率で納付金を納めるために必要な金額を賄うことができると判断をいたしました。

県下では、税率を変更する市町村もあるようですが、本市は現在、繰上充用金3,968万7,070円の累積赤字もありますので、それを少しずつでも解消していければと考えており、平成30年度の保険税率は変更せず、様子を見ていくことといたしました。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 丁寧な説明をどうもありがとうございます。課長の答弁では、納付金は公費と保険料で賄うということであります。そして、県が示しました標準保険料率が本市の現行保険税率を下回っていると、市のほうが上回っているため、30年度は国保税を引き上げなくてもいけそうだというお話でした。ひとまず安心をしたところですがけれども、しかし、これは平成30年度の納付金でありまして、その後がどうなるかは全くまだわかっていないと思います。納付金の金額は、かかった医療費などの実績によって算定されるということですので、30年度以降、納付金が大幅に引き上げられる、現行の保険税率では賄えなくなることも当然考えられます。

市民課長に続けてお尋ねをいたします。もし、納付金が現行の保険税率では賄えない場合は、どのような対応を想定しているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市民課長。

（市民課長 中津恵子君自席）

○市民課長（中津恵子君） お答えいたします。

納付金が賄えない場合の対応としましては、現在、本市が行っております翌年度歳入から繰り上げてこれに充てる繰上充用、赤字補填目的の一般会計からの繰り入れ、県の財政安定化基金から貸し付けを受ける、保険税率を引き上げるなどが考えられます。

市町村ごとの納付金額は、県全体の保険給付費等の推計をもとに、公費等を控除した上で県全体の納付金額を算出し、各市町村の医療費水準や所得水準、被保険者数等によって算定をされますので、本市独自での算定は難しく、県からの国民健康保険事業費納付金と標準保険料率の通知があった時点で、今後の対応についての検討をすることとなります。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 現行の保険税率で納付金が賄えない場合はどうするか、これは市町村にとっては大変頭の痛い問題になると思います。本市の場合は国保の基金がありませんから、基金からは充当できません。先ほどお話ありました県の財政安定化基金から借金をすれば返済

が残りますし、一般会計からの繰り入れは被用者保険者加入者との公平さが問題になってきます。

そうなると、今までのように赤字部分の繰上充用で対応するか、あるいは国保税の収納率を上げるか。それでも不十分なら、最後は国保税率を引き上げて不足分を補うこととなります。いずれにしましても、納付金を賄い切れない場合は、結局、受益者負担を理由に国保加入者に負担を求めることに行き着きます。それでは新制度が目指す国保の抱える困難さを解決することにはなりません。

国保の都道府県単位化は、今お話ししましたように、国保問題の解決には直接つながりませんが、制度上の大きな変更ですので、これを機会に運営上見直すべき点をチェックし、改善をする必要があるのではないかと思います。

その一つとしまして、一般会計からの繰り入れの問題について、市長にお尋ねしたいと思います。納付金が現行の保険税率では賄い切れない場合、先ほど少し触れましたけれども、その補充に一般会計からの繰り入れという方法も考えられるわけですが、その点についての市長の御所見をお伺いいたします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 決算補填目的の一般会計からの繰り入れにつきましては、国保以外の保険に加入されている方が約66%おられます。国保以外の保険に加入されている約66%の方に負担を求め、国保の赤字の補填をするということになるわけでありまして。医療を受ける場合には、国保であろうと被用者保険であろうと平等であり、被用者保険におきましても、必要に応じて保険料率の改定を行ってきておりますので、他の制度との公平性も考慮しなければならないと考えております。公平公正な受益者負担の考え方からしますと、国保以外の市民の方の理解を得ることは難しいと考え、本市はこれまでも決算時の歳入不足については繰上充用にて対応しているところであります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 予想どおりの答弁をいただきました。

続けて市長にお尋ねをいたします。都道府県単位化の理由ともされている国保の構造的な問題について、市長の認識をお伺いします。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私も多分、前田議員と同じ認識を持っていると思いますが、構造的な

問題、国民健康保険は被用者保険と比べ、被保険者の年齢構成が高く、医療費水準が高い一方で、低所得者や無職者の被保険者が多く、所得に占める保険税負担が重いという構造的な問題を抱えており、その運営は非常に厳しい状況となっております。これは全国的な傾向であります。また、過疎化や少子化等による人口減少により財政運営が医療費の短期的な変動に左右され、非常に不安定になりやすいリスクの高い小規模保険者が多く、財政赤字の保険者も多く存在しております。

このような状況の中、国保制度の運営の安定化を図るために、県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国保制度を担うこととなる今回の制度改正が行われたと認識をしております。

また、国費の投入について、国保の財政基盤の強化に向け約3,400億円の公費の拡充が決定されていますが、今後も国保の運営状況を検証しながら必要に応じ、国に対してさらなる財政基盤の強化について市長会等を通じて要望を行い、被保険者にとってなくてはならない国保が安定的に運営され、持続可能な制度となるように取り組んでいきたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 市内のあるお年寄りの方から、国保税を払ったらお金がなくなり、病院にかかれなくなったというお話を聞きました。必要な医療を受けるための保険制度なのに、国保税を払うことで病院にかかれなくなるというのは、本末転倒だと思いました。収入の少ない高齢者には高い国保税が大きな負担になっていて、しかも病気になっても受診できない。国保は大きな矛盾を抱えているというふうに思いました。

市長の答弁にもありましたように、国保には高齢者が多く、医療費水準が高い、無職、失業者、非正規労働者等の低所得者が多くて所得水準が低い、そして保険料負担が重いといった構造的な問題があることについては、市長も執行部の皆さんも議会ともに共通の認識になっていると思います。また、国保加入者の自助努力だけでは、なかなか問題の解決は難しいということもほぼ一致しているのではないのでしょうか。そうしますと、やはり解決の道は外からの公費投入しかないということになります。国費か県費か、そして市費かを問わず、外からの財政支援を入れない限り国保が成り立たないということははっきりしています。

皆さんも御承知のように、今市長の答弁もありました。市長会もそうですけれども、全国知事会は、高い国保料を被用者保険並みに引き下げるには3,400億円では足りない。約1兆円ほどが必要として、国に対して国保の財政基盤の強化を求め続けています。

公費の投入は当然国費で対応すべきです。しかし、それが望めない中で納付金が引き上げられるような場合には、困難を抱える国保加入者の負担をできるだけ抑えるために、市長の先ほ

どの答弁は否定的ですけれども、市の一般会計からの繰り入れで補填することも考える必要があるのではないのでしょうか。市には、国保に加入する4割近い市民の命と暮らしを守る責任があります。国保の厳しい現状を前にして、受益者負担とか他の保険加入者との公平さを理由に、一般会計からの繰り入れをちゅうちょするときではないと私は思います。市民の皆さんには、国保の深刻な現状とそれを解消するには一般会計からの繰り入れが必要だということを率直に訴えれば、きっと理解は得られると思います。今後、納付金が不足するような場合は、一般会計からの繰り入れで賄うことについてもぜひ検討していただければと思います。後でもう一度、関連した質問をさせていただきますので、今のこの件にかかわって、答弁を市長から後ほどお願いしたいと思います。

見直しの2つ目として、子供の均等割課税の問題についてお尋ねをいたします。

本市は国保税の算定方式として、所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用していますけれども、この均等割については、定められた均等割額、医療、支援、介護の合計3万7,000円に、子供も含めた加入者数を乗じて課税することになっています。ですから国保世帯では、子供の数がふえれば保険税1人3万7,000円ずつがふえていくことになります。ところが、国保以外の被用者保険では、被保険者の報酬額により保険料が算定されるため、子供の数がふえても保険料は変わりません。同じ医療保険でありながら、この差は一体何でしょうか。国保と被用者保険の公平さを問題にするのであれば、この子供の均等割課税こそ問われなければならないと思います。

市長にお尋ねします。子供の均等割については、子育て支援の観点から全国の自治体でも見直しの声が上がっています。子供の均等割課税についての市長の認識をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 先ほど国保の構造的な問題についても説明をいたしましたが、被用者保険のように標準報酬月額のみをもとに課税することは難しいのではないかというふうに考えております。

国保税は、所得や資産といった能力に応じた負担だけでなく、世帯にかかる平等割額や子供を含めた全ての被保険者に保険給付による受益に応じた負担をしていただく均等割額があり、子供の多い世帯ほど負担が増加することとなっております。これは前田議員が指摘したとおりでございます。

本市を含め、全国的に少子化の現状は危機的な状況でありまして、将来にわたり安心して子育てができる環境を整えるために、幅広い分野での政策の展開が不可欠となっております。

このような状況から、市長会といたしましても、子育て世帯の負担軽減を図るため、子供に係る均等割保険料を軽減する支援制度を創設することを繰り返し国に対して働きかけておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 先ほどの答弁、前の答弁もそうですけれども、国保への必要な財政支援・対策を、国の責任として行うよう市長会として要望しているということ、そして今、子育て支援という点から、子供の均等割の負担軽減についても市長会で要望しているということでしたので、大変私は心強く思ひました。また、市長会のほかに、全国知事会も同じような趣旨で要請をしているというふう聞いておりますので、国の責任において早急に財政措置が実現するよう、私も期待したいと思ひます。

ところで、この均等割保険料の減免措置についてですけれども、自治体独自で実施をする動きも生まれてあります。一つの例ですが、埼玉県のふじみ野市、ここは人口が約11万人だそうですね、そこではこの4月から、第3子以降の子供の均等割を全額免除することになっているそうです。対象となるのは18才未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降の子供で、所得制限はなく、1人当たり3万6,100円が全額免除となります。対象人数は203人で、総額733万円を見積もっているということでした。

市長にお尋ねします。先ほどの答弁でも、市長も子供の均等割減免には前向きのように思ひますので、このふじみ野市のように、本市独自で子供の均等割の減免を行うことはできないものか、市長の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） この国保の問題につきましては、実は高知市の岡崎市長が全国の会長を務めておられて、高知県の市長会としましても先頭に立って要望活動を行っているところであります。先ほど全国知事会の話もありましたが、足並みをそろえて要望活動を行っているところでありますが、子育て世帯の負担軽減を図るために、子供に係る被保険者均等割の軽減措置について、先ほど前田議員の指摘のように、全国知事会としても国民健康保険制度の基盤強化に関する国と地方の協議において提案を行った結果、制度の趣旨や国保財政に与える影響等を考慮しながら、引き続き議論していくものとされたということは聞いています。

御提案のありました国保税の子供に係る被保険者均等割の軽減措置については、軽減に伴い減収となる国保税にかわる多額の財源が課題となります。累積赤字のあります本市にとりましては、新たな軽減制度の創設は国において議論していただく必要があると考えておりますので、

国と地方の協議の場で国と地方の協議について情報収集に努め、今後においても市長会を通じ、制度導入について要望してまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 国の施策を待つ、財政措置を待つという御答弁だったと思います。

市独自で実施ということになれば、この財源の問題がどうしても出てくると思います。その財源についてですけれども、これまで国は、子供の医療費助成を独自に行っている市町村、土佐清水市もそうですけれども、ペナルティーを科してきました。知事会や市長会から強い批判を受けたからでしょうか。御承知のように、30年度からこのペナルティーを未就学児までに限り廃止することを決定いたしました。

市長にお尋ねをします。このペナルティー廃止により、減額されていた交付金等が本市でも復活するということになると思うんですけれども、このお金がどの程度になるか。200万円程度という話も聞きますけれども、これを財源にして、子供の均等割軽減を実行することはできないものか。ちなみに市民課に問い合わせますと、本市で子供の均等割の対象となる、例えばふじみ野市のように18才以下の子供の数は371人ということですので、減免の内容や対象人数によっては、ペナルティー廃止の財源で賄うこともできるのではないかと思います。市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） このペナルティー廃止については、これまで本当に粘り強く運動をしております。これまでの取り組みの成果ではないかというふうに感じているところでありますが、市が独自に行う子供医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置の見直しにより生じた財源につきましては、少子化対策の拡充に充てることとしております。妊娠期から子育て期までの切れ目のない子育て支援体制の拡充や多様な保育の受け皿の整備や人材の確保等、土佐清水市の子育て世帯全てを対象とする子育て支援への財源としていきたいと考えております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、市長、お話ありましたけれども、厚労省はペナルティーの見直しで生じた財源については、おっしゃったように医療費助成の拡大ではなくて、他の少子化対策の拡充に充てるようにという通知を自治体に出しているようです。その財源をどう使うかは、基本的には自治体の自主権の問題ですから自由に考えたらいいと思うんですけれども、そういう指導も入っていると聞いてます。ただ、この子供の均等割減免は、まさにお勧めの子育て支

援になるのではないかというふうに私は思うんですけども、難しいという答弁を今いただいたところです。

この財源の問題についてですが、何度も繰り返してあれですけども、私はもしいろんな財源使えないということであれば、財政調整基金切り札ですので、これを使って財源を確保することはできないかというようなことを思っています。財政調整基金については、将来に備えてためのお金ではないと思います。今、実際に本市に住み、働き、納税をし、生活している皆さんに還元をしていくことが本来の使い方ではないかというふうに思います。30年度の一般会計予算案では、財政調整基金からおよそ1億1,000万円を取り崩して予算組みをしたという報告がありましたけれども、私はこれはありだというふうに思います。

市長にお尋ねをします。先ほどの一般会計からの繰り入れの質問も財政調整基金を財源に想定をしたんですけども、財政調整基金がそのままここに入るわけじゃないんですが、この基金を使って、子供の均等割減免の財源にできないかものか。被用者保険との関係があるとか、そういう答えになるがかもしれませんが、ちょっと別の言い方で答弁をしていただきたいと思っています。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） 私の答弁は読まれてると思うんですが、これまでも前田議員とは財政問題の中でも、この財政調整基金のあり方、使い道、これを議論をしてきておるところでございますが、また繰り返しになりまして大変恐縮なんですけど、一般会計の財政調整基金は、市が計画的な財政運営を行うために積み立てている基金でありまして、国民健康保険の被保険者のみの子育て支援の財源とするのは公平公正な受益者負担の考え方からしますと、国保以外の市民の方の理解を得るには難しいのではないかと、そういうふうに私は考えております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） これ以上時間をとるつもりはありません。国保と被用者保険の間の不公平を是正すると。そのためにもぜひ、私は本市独自の子供の均等割の減免制度を何らかの財源を確保して、実現をしていただきたいと思っています。

さて、国保の都道府県単位化で納付金を県に納めることになり、本市でもこれまで以上に国保税の収納率を上げることに力点が置かれてくることと思います。私は税負担の公平性の確保から収納率を上げることは必要だと考えていますが、最初に申し上げましたように、そのやり方によっては国保加入者の暮らしが追い詰められたり、必要な医療を受けることができなくなるのではないかと心配もしています。

収納推進課長にお尋ねします。国保税の滞納から滞納処分、差し押さえに至るまでの一連の
手続の流れについて、簡単に御説明をお願いします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

督促状発布の後、納付がない場合には9月、2月に催告書を送付いたします。この催告書は、
納税催告以外にも納税相談の案内も兼ねており、督促状及びこれらの催告書にも反応がない場
合には財産調査を行い、預貯金等の資産がある場合は世帯の収入等、法的に可能な実態調査を
行った上で滞納処分を行うこととなります。

ただし、納付相談等を行い、分割納付等の約束ができていない場合や、差し押さえ等の滞納処
分を行うことによって滞納者の生活を窮迫させると認められる場合には、原則として差し押さ
えの執行を停止するなど、全てに差し押さえ等の滞納処分を行うものではありません。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 基本的な滞納処分にかかわる姿勢についてお伺いをいたしました。十
分理解をいたします。

法的には、滞納処分は自治体の義務ですので、滞納処分をして保険税を徴収しなければなり
ません。期限までに国保税の納付がない場合は、課長の答弁にありました一連の手続によって、
強制的に国保税を取り立てることとなります。しかし、滞納処分が、先ほど課長のお話があり
ましたけれども、自治体の義務だとしても、財産調査や差し押さえに当たっては、個々の滞納
者の実情をよく把握した上で適切に対応することが求められておりました、法的にも滞納者が
生活できなくなるとか、事業が維持できなくなるような過酷な財産の差し押さえはできないこ
とになっています。

続けて、収納推進課長にお尋ねします。収納推進課では、督促状発送後に滞納者の実情の把
握をされていると思いますが、どのような方法で把握をされておられるのでしょうか。お伺い
をいたします。

○議長（仲田 強君） 収納推進課長。

（収納推進課長 田村光浩君自席）

○収納推進課長（田村光浩君） お答えいたします。

先ほども申し上げたとおり、督促状発送後も納付がない場合は、催告書による納付の通知を
行い、あわせて、納税が困難な場合等には、納税相談により世帯の収入や生活状況等の実態を

確認し、可能な分割納付額等を話し合うこととしております。

ただ、納付書及び催告書にも全く反応がない場合には、滞納処分に向けた資産調査を行うこととなり、預貯金等の資産の状況及び勤務先等の実態を調査の上、支払い能力の有無を判断し、支払い能力ありと判断した場合に差し押さえを執行することとなります。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 今、お伺いをしました。本市では、督促状や催告状、そういった文書を出して滞納者に来庁を促すと。来た人には面談をして、実情の把握が十分できていると、対応しているというふうにお伺いしました。しかし来ない場合、面談ができないために滞納者の実情を、市としては財産なんかを調べるといっていますが、滞納者本人の意向なんかを十分聞けないし、把握できないまま、私には差し押さえに入っているような受け取りをいたします。ちょっときつい言い方になりますけれども、それはやっぱり配慮を欠いた一方的なやり方になるのではないかなというふうに思います。

総務省は、地方税務行政運営の留意事項としまして、滞納処分をするときには、滞納者の個別具体的な実情を十分に把握した上で適正な執行に努めることを求めています。この方法でやっておるといふ答弁が先ほどありましたけれども、総務省の指導からいっても、差し押さえる前に必ず本人と直接顔を合わせて、滞納に至った事情や分納の意向などを聞き取り、滞納者の具体的な実情を把握することが必要ではないでしょうか。事前に収納推進課からいただいた資料では、平成29年度の本市の国保世帯3,086世帯のうち、滞納世帯は351世帯、およそ10世帯に1世帯の割合で滞納世帯があり、そのうち差し押さえ世帯が81世帯あるということでありました。私には差し押さえを受けた81世帯が、全て悪質な滞納者であるとは到底思えません。事前の直接面談があれば差し押さえに至らなかったケースも多くあったのではないのでしょうか。滞納処分の際には、直接面談を必須とした滞納者の実情把握を行うことを強くお願いしておきたいと思っております。

2年ほど前の朝日新聞に、生活困窮者自立促進支援モデル事業を行っている滋賀県の野洲市、人口5万人程度ですけれども、その取り組みが紹介されていました。記事によりますと、野洲市の市長は、税金を払いたくても払えない人こそ行政が手を差し伸べる人。滞納は貴重なSOSだとの認識で、市役所玄関近くに市民生活相談課を設けて、9人の職員を配置し、生活に困窮した市民を支援する体制を整えているということでした。また記事には、納税推進課長、本市の収納推進課長に当たると思います。徴収率ありきで困っている人の生活を壊してまで取り立てたりはしないというコメントや、市民生活相談課補佐の困窮者をどう助けるかという発想が必要。徴税部門と福祉部門が早くから連携できれば、一時的には滞納がふえても、行政全体

のコストが減らせるはずだというコメントも紹介されていました。

私はこの野洲市の取り組みは、行政の健全なあり方を示しているというふうに思いました。滞納を悪とか個人の責任と見るのではなく、援助が必要な市民からのSOSと捉えて、行政の責任で滞納者の生活再建に向けた支援をする。そのことは結果的に税を担う力を育て、税負担の公平性を確保することにつながっていくのではないかと思います。

市長にお尋ねをします。滞納に至る過程は人それぞれでさまざまな事情があるわけですから、滞納処分においては直接面談をして滞納者の実情をしっかりと把握するとともに、野洲市のよ様に滞納者の生活再建を援助する立場で臨むことが求められていると思います。市長の御所見をお伺いしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 市長。

（市長 泥谷光信君自席）

○市長（泥谷光信君） きのうの西原議員、小川議員の答弁の中でもありました収納率、特に市民税については県下で一番収納率が悪いという御指摘で、何とかこれを上げるために頑張らないかんという、きのうは答弁をしたところであります。

また、私も26歳から4年間、本当に多感な時期に収納職員として働いた経験もありますので、前田議員の言われることはよく理解できる場所です。差し押さえに至るまでの経過については課長が答弁いたしました。支払い能力の有無を慎重に判断した上で行っていると。ただ、やっぱり滞納世帯の実態、それからどういう状況であるのか。そういうこともやはり十分把握した上での対応は必要だというふうに考えておりますし、今後についてもそういう考え方に立って滞納処分を行ってまいりたいと思っております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 収納率を上げることについては、私は最初に申し上げましたように否定はしておりません。国保の都道府県単位化に対応しまして、この国保税の収納率を上げることは強く求められてくると思いますけれども、今言いましたように否定はしていません。やり方がやっぱり問題だろうというふうに思います。

収納推進課におかれましては、限られた人数の中で、きのう聞きましたら臨時の方入れて8人だということでしたけれども、しかも心労の絶えない業務で大変だと思いますけれども、どうぞ滞納者の実情に十分配慮した対応を再度ここでお願いをいたしまして、次の質問に移りたいと思います。

2つ目は、市役所職員の時間外勤務についての質問です。

私は、今は中断していますけれども、去年の4月から11月まで、夜8時から9時の時間帯

ではほぼ毎日、清水ヶ丘の自宅近辺をウォーキングしておりました。コースの折り返し点をこの市役所の北側の道路にしておりましたが、通るたびに、8時、9時です。市役所にはこうこうと明かりがついておまして、それが平日だけではありません。日曜日にも、土曜日にも同じようについているのです。学校現場の時間外勤務も相当なものですけれども、市役所もこれほど毎日残業しないと消化できないほどの仕事があるのかと思って、市役所の皆さんが気の毒な気持ちになりました。

そんな中で、去年暮れの高知新聞ですけれども、職員過労自殺と梶原町提訴という見出しの記事が載りました。ごらんになった方もおいでになると思います。その内容は、梶原町の当時34才の男性職員が過重な業務が原因で焼身自殺をし、遺族が梶原町を相手に損害賠償を求めて提訴したというものでした。記事によりますと、この男性は14年4月に梶原町に採用され、生涯学習課に配属。1カ月の時間外労働が過労死ラインの80時間を超える月もあり、地方公務員災害補償基金県支部は、男性が10月下旬に鬱病を発症し、同月の時間外労働は106時間を超えていたとして、公務災害と認定をしたということでした。喜びの採用からわずか9カ月で息子を失った両親の無念の思いと梶原町への怒りの記事を読みまして、同世代の子を持つ親として大変胸が痛みました。

そして、この市役所の消えない明かりを思い出して、これはよそごとではないぞとも思いました。8時、9時まで残業している市役所の職員は、一体どれくらいの時間外勤務をしているのか。梶原町のように月80時間の過労死ラインを超えて勤務する職員もいるのではないのか。職員の健康と家庭の犠牲の上に市役所の仕事が成り立っているのではないのか。そんな疑問や疑念が私の頭の中を駆けめぐりました。そんなこともありまして、今回、市役所の時間外勤務について取り上げさせていただくことにしました。

ただ、最初にお断りしておきますけれども、時間外勤務や労働時間については労働条件にかかわる問題ですので、本来は労使自治の中で解決をすべき問題です。しかし一方で、職員の労働条件は住民サービスのあり方にも大いに影響してきますので、市民の立場からということで質問をさせていただきたいと思います。また、しおさいと保育園につきましては、庁内の一般事務とは業務内容が異なっておりますので、今回は庁内の職員の時間外勤務に限っての質問となることもお断りしておきたいと思います。

総務課長にお尋ねします。庁内に勤務する職員の平均的な1日の勤務時間及び最も勤務時間が長い課の平均的な1日の勤務時間、また、月80時間を超える時間外勤務の件数及び月45時間を超える時間外勤務の件数を直近の統計でお伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 執行部の答弁を求めます。

総務課長。

(総務課長 野村仁美君自席)

○総務課長(野村仁美君) お答えいたします。

1日当たりの平均的な労働時間ということですので、平成28年度の超過勤務時間総数を人数と勤務日数で除算しますと16分となりますので、正規の勤務時間7時間45分と合わせて8時間1分になります。課別では、学校教育課が最も長く8時間25分となります。月80時間を超える時間外勤務の件数はゼロ件です。月45時間を超える時間外勤務の件数は延べ37件、実人数25名となっております。これらは税務課や選挙管理事務所、そのほか業務により繁忙な月があるもの等となっております。

以上です。

○議長(仲田 強君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 労働基準法が示しています1日8時間、週40時間の労働時間は、全ての労働者が対象ですから、公務員の市役所職員にも適用される大原則です。1日8時間働けば普通の暮らしができるということと、これを超える労働は例外だというのが8時間労働制の意味です。市役所の所定労働時間は7時間45分ですから、この時間を超えると労働時間が基本的には時間外勤務ということになります。

ただいまの課長の答弁では、1日の平均的な勤務時間は8時間1分、課別で最も長い学校教育課が8時間25分ということでした。また、過労死ラインの80時間超えの時間外勤務はありませんが、36協定の時間外労働上限の45時間超えの時間外勤務は延べ37件、実数では25名あったというお話でした。この平均的な勤務時間8時間1分から所定労働時間7時間45分を引いたのが、先ほど課長言いました時間外勤務、平均すると16分になりますということです。それから、最も長いのが学校教育課時間外勤務、引き算をしますと8時間25分ということです。長いところで学校教育課の40分ということになります。

課長の答弁をお聞きしますと、市役所の時間外勤務は思いのほか少ないのかなというふうに思いました。梶原町のような過労死ライン超えの苛酷な時間外労働の実態もなく、全体的には時間外勤務も許容範囲かなという印象を持ちました。これは労働時間について組合との交渉が生きている結果なのかもしれません。そうだとすれば、大いに結構なことだというふうに思います。

では、私がウオーキングの際に見たこうこうと輝く市役所の明かりは、あれは一体何だったのかと。幻だったのかということになります。いえいえ、そうではないと思います。先ほど課長が答弁されました勤務時間は、所定労働時間に時間外勤務として認められた時間を足したもので、残業しているのに本人が申告をしなかったり、何らかの理由で時間外勤務として認めら

れなかった時間は含まれてはおりません。そういったカウントされていない時間外勤務が、実際には相当程度あるのではないかと、そういうふうに思います。それが私の見た明かりの正体で、ここに市役所の時間外勤務の本当の姿があるのではないかと、そういうふうに私は思っています。このカウントされない時間外勤務は、いわゆるサービス残業である可能性も否定できません。本人の自由意思で、ボランティアでやっているのだから時間外にならないという理屈は、御承知のように全く通用しません。労働時間は使用者の指揮命令下に置かれている時間ですから、上司の指示、これは明示しようが黙示しようが、それは問わないということです。上司の指示管理下で行われている業務であれば、当然労働時間に当たります。時間外勤務手当の対象で、これを見逃すということになれば違法となります。微妙なケースがあるとは思いますが、このサービス残業が放置されているままになっているとしたら、大変な問題だと思います。市役所の時間外勤務には、カウントされていない時間外勤務も含めなければなりません。そして、市役所の時間外勤務の改善には、カウントされていない時間外勤務を根絶する取り組みが鍵になるというふうに私は思います。

総務課長にお尋ねをいたします。時間外勤務は本人が申請をし、それを課の上司が承認するという手順になると思いますけれども、その際、上司は何らかの基準で可否を判断しているというふうに思います。どのような基準で判断をしているのでしょうか。お伺いをいたします。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

超過勤務は、公務のため臨時または緊急の必要がある場合において、正規の勤務時間以外において勤務することを命ぜられたとき、この命令に従って行われるものでありますので、臨時または緊急の必要があるかどうかの判断は、まず所属の係長が日ごろからの職員の業務の推進状況等を勘案し、適切に判断し、期間、従事者、用務及び理由を記載した命令票を作成し、所属の課長補佐、課長の決裁を受けた後、職員組合執行委員長の協議印を受け、総務課で決裁を行うこととしております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 超勤については、臨時に必要な場合、命令が必要だということだと思います。

そして、この時間外勤務の承認の基準ですけれども、今のお話ではどの課も共通だと思いますけれども、その運用については各課上司の判断に任されているということのようです。そうしますと、この時間外勤務の承認は、各課の管理職の皆さん次第ということになると思います。

承認に当たっては、先ほどの基準に基づいて公正・公平に判断することはもちろんですが、先ほど触れましたけれども、実際には残業しても申請しないという人もいますし、また新人の場合は、仕事の能率の悪さは自分の責任だと感じて申請しづらいというようなこともあるようです。そういった申請のない残業には、労働時間を管理する責任者であります、ここにおいでの上司の管理監督者の皆さんが、個々の職員の思いに関係なく、労務管理上、徹底して職員に申請の必要性を教え、諭し、指導すべきだと思います。この申請を強く促すことは、職員の労働時間に対する自覚を育て、それがサービス残業の根絶や時間外勤務の改善につながるようになると思います。こういうようなことを言いながら、私、釈迦に説法してるような気がしまして、それを承知で一言言わせてもらいましたけれども。

また、もう1点、この労働時間の管理には、実際に働いた時間、実労働時間をきちんとチェックする必要があると思います。市役所は、始業時と終業時には必ずタイムカードで打刻していますから、市役所にいた在庁時間は簡単につかめるはずですが。職員1人1人の在庁時間を集計して、カウントされていない時間外勤務から実労働時間をチェックすることを、総務課長を初め管理職の皆さんにぜひお願いしておきたいと思います。そんなことはもうやりようということなのかもしれませんが、これがどうしても必要だというふうに思います。

ちなみに労働時間の管理につきましては、昨年1月に厚労省が労働時間を適正に把握するためのガイドラインを通知し、使用者にその徹底を求めています。本市においても、このガイドラインに沿った対応をしっかりとお願いしたいと思います。

次に、職員の健康管理について総務課長にお尋ねをします。時間外勤務が常態化している全国の自治体では、職員の健康障害が進み、長期病休者1カ月以上と、とりわけメンタル疾患が増加しているというふうに聞いています。本市においても、残業等による職員の健康状態が心配されるわけですが、職員の健康管理については、本市ではどのような取り組みが行われているのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（仲田 強君） 総務課長。

（総務課長 野村仁美君自席）

○総務課長（野村仁美君） お答えいたします。

職員の健康管理につきましては、労働安全衛生法に基づき土佐清水市職員安全衛生管理規程を定めており、健康診断やストレスチェックと高ストレス者の産業医面談、職場環境の点検等を実施しております。また、この規程により労働安全衛生委員会委員13名を設置しておりますので、この委員会の中で、先ほど申し上げた健康診断やストレスチェック、職場環境の点検結果や改善結果、公務災害、時間外勤務の状況についても報告し、改善について検討を行っております。

また、ノー残業日として月曜日・金曜日を設定しておりますので、この曜日に超過勤務の命令をする場合には、別に理由書の提出を求めているところです。

継続的な時間外勤務が見受けられる場合は、所属課への聞き取りや改善について個別に協議を行うこととしております。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） 労働安全衛生法に基づいた本市の規程に従って安全衛生委員会を設置して、健診を初め、職員の安全と健康管理に努めておるといことですので、引き続き職場の労働環境の整備にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

それでは、副市長にお尋ねをいたします。本市の残業や時間外勤務についての副市長の御所見をお伺いします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

本市の時間外勤務の所見ということでございますが、先ほど総務課長から月80時間以上の時間外勤務を行った件数が、1年通じて1件もないとの答弁がありましたが、私が役所に入った約三十数年前ごろは、特定の部署の特定の時期には時間外勤務が月100時間を超えた月が一、二カ月あったと記憶しておりますし、私もその経験がございます。ただ、そのころはコンピューターが今みたいに普及しておらず、全てが手作業でしたので時間がかかったかと思いますが、このことだけを捉まえると時間外勤務が少なくなったような感じがします。

また、他の市町村との時間外勤務の明確な比較できる統計がありませんが、給与実態調査、毎年4月の給与の実態を国が調査しておるんですけど、平成28年4月の数値から推測しますと、一般行政職1人当たりの3月の時間外勤務の時間約6時間、これは平均時間単価から平均時間外手当を除いた数値となりますけれど、これで見ますと、県下11市で多い順から9番目、全34市町村で16番目の位置にあります。このことから判断しますと、本市の時間外勤務が県下の他市町村と比較して多いとは感じられません。ただ、以前に比較して行政改革等で職員数が減少していますので、1人当たりの業務量は増加傾向にあるかと思っています。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

（4番 前田 晃君発言席）

○4番（前田 晃君） ありがとうございます。本市の時間外勤務について、以前は100時間を超えることもあったと。それがどんどん減ってきてるということで、それは好ましいこと

だというふうに私は思います。

この時間外勤務については、常態化する原因というのは言うまでもなく、先ほど副市長も言いましたけれども、職員を削減したことが一番だと思います。職員を減らしても仕事量はさほど変わらないわけですから、1人当たりの仕事量がふえて、所定の労働時間内には仕事が終わらず、残業でやっと完了させると、これが日常化してしまうというのが、この時間外勤務の状態ではないかと思っています。

職員の削減については、歴代の市当局の責任はもちろんですけれども、しかし、やはり何といても一番の責任は、全国の自治体に職員の削減を強制してきた国にあるというふうに思います。2005年以降、国の集中改革プランの押しつけで地方行革が進められ、地方公務員約29万人が削減をされました。本市もこの12年のうちに90名近い職員の削減をしております。現在の職員数はおよそ280名、臨時職員110名を加えたおよそ400名。市内だけではおよそ300名ぐらいかなと思いますけれども、限られた人員で全ての住民サービスを提供しなければならないということになります。

副市長にお尋ねをいたします。残業・時間外勤務の常態化は、職員の労働環境としてはもちろんですけれども、市民が受ける住民サービスにとっても決して好ましい環境ではないというふうに思います。残業・時間外勤務の改善と住民サービスの提供をどう進めていくかを簡潔に答弁をお願いします。

○議長（仲田 強君） 副市長。

（副市長 磯脇堂三君自席）

○副市長（磯脇堂三君） お答えします。

住民サービスを提供することは、それぞれ課、係、もしくは個人に与えられた職務を限られた時間内に適切に遂行することが最も肝要と考えております。職務を遂行するに当たっては、いろんな条件が発生しますので、それをクリアするには一定の時間外勤務も必要と考えております。一方で、いつの時代でも市民からは市役所職員が多いと指摘を受けていることも事実でございますし、行政改革を推進していく中、また、厳しい財政状況からも人員増ができる状況ではございません。前田議員からも委員会等で市の各種計画については、委託ではなく自前で作成するよう再三指摘も受けておりますが、現在の各市町村は分権法により、国、県から市町村へ多くの事務が移管されていますが、財源についてはほとんどないのが現状でございます。これらの状況の中で、事務事業の見直しを行いながら、質の高い住民サービスをいかに提供するかは、常に市内で検討しながら取り組んでいます。

以上です。

○議長（仲田 強君） 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) 厳しい台所事情っていうのはよくわかります。その中で奮闘されていることを大変ありがたくも心強くも私は思っております。

もう時間ありませんので、最後に市長にお尋ねをいたします。このような困難な状況のですけども、職員の皆さんは市民のためにいい仕事をしようと、身を粉にして頑張っていると思います。しかし、限られた人数では限界があります。職員の健康破壊と家庭の犠牲の上に豊かな住民サービスが成り立つはずありませんし、職員が健康で生き生きと働くことができ初めて行き届いた住民サービスが提供でき、住民福祉が向上するのだろうというふうに思います。そのためには、職員の命と健康を守る労働時間の管理と健康管理を引き続き徹底するとともに、人員をふやすことが何よりも求められていると思います。残業・時間外勤務の改善とともに、職員の増員についての市長の御所見、決意をお聞かせいただきたいと思います。

○議長(仲田 強君) 市長。

(市長 泥谷光信君自席)

○市長(泥谷光信君) 私も市長就任以来1日も休まず働いていますので、私の方から、この職員の超過勤務の改善策というのはなかなかおこがましいんでありますが、今、総務課長が答弁したように、やはり残業管理方法の見直し、ノー残業デーとかいろんなアイデアを出しながら、改善には努めているというふうに考えておるところであります。また職員ですが、先ほど副市長も言いました。選挙になれば、本当に市役所人が多い、給料が高い、こればかりなんですよ。そういう中で、職員は本当に少ない人員の中で、私は頑張ってくれていると感謝もしているところでもあります。いろんな方法があると思うんですが、現時点で各職場が要求するぐらい人員を配置することは本当に不可能でありますので、限られた人員の中で、いかに効率的な体制をつくっていきけるか。そういうことにも知恵を出しながら、また職員の意見も聞きながらやっていきたいというふうに考えております。

○議長(仲田 強君) 4番 前田 晃君。

(4番 前田 晃君発言席)

○4番(前田 晃君) ありがとうございます。職員がふえることが行き届いた行政サービスをする条件になるという点については、共通の認識ではないかと思います。市長も副市長も組合役員の経験を持っておいでで、職員の公務員としての仕事に対する思いや願いを十分に承知していることと思います。労働時間の管理と職員の健康の管理に、これまで以上の万全の対策をとるとともに、残業・時間外勤務の根本的な解決と住民福祉の増進のために、人員をふやすことに最大限努力していただくことを最後をお願いをいたしまして、私の全ての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（仲田 強君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議の方はございませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（仲田 強君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の会議は、これをもって延会することに決しました。

本日はこれをもって延会いたします。

明3月14日午前10時に再開いたします。御苦労さまでした。

午後2時00分 延 会